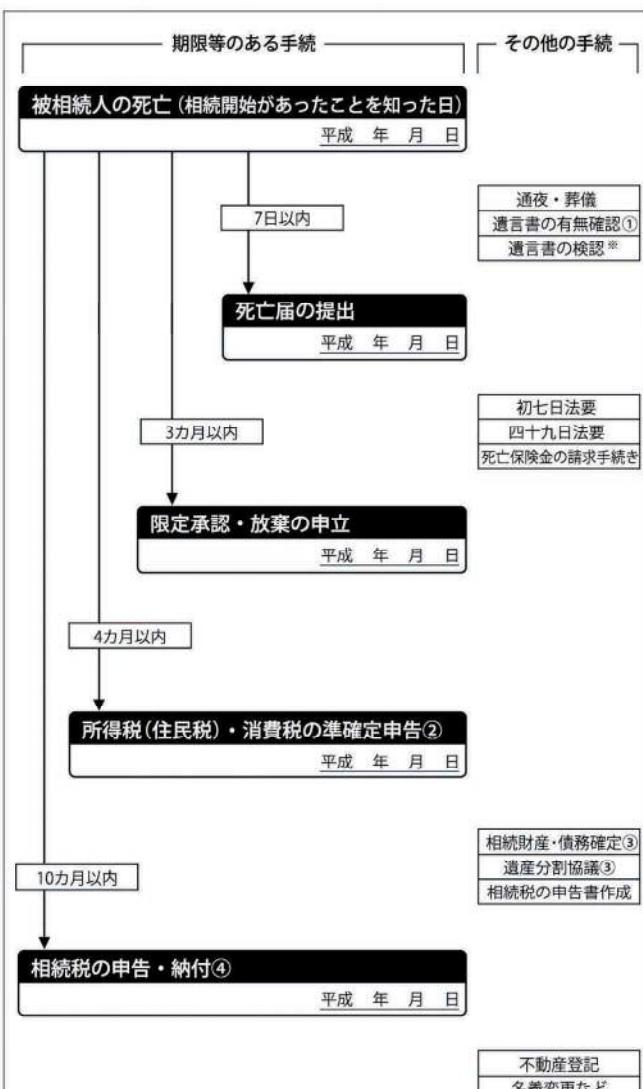


知っておきたい！ 相続のはなし ⑩



*公正証書による遺言書の場合には、家庭裁判所による検認は不要です。

【相続税の基礎控除】（被相続人の亡くなった日で判断する）

- ①平成26年12月31日まで
5000万円+（1000万円×法定相続人の数）
- ②平成27年1月1日以降
3000万円+（600万円×法定相続人の数）

意外と短い！相続開始から申告期限まで

執筆／野原 雅彦（野原税理士事務所）

最終回の今回は相続開始後のスケジュー
ルについて、相続税が発生するこ
とを前提に、相続の流れとその手続
きを、税金面から簡単にまとめました
（左図）。本文と照らし合わせてご覧く
ださい。スケジュールは想像以上にタ
イトですのでご注意ください。

まず遺言書の有無を確認

亡くなつた方（被相続人）が法
的に有効な遺言書を残している
かどうかで手続き面は大きく異
なります。まずは、遺言書の有
無を確認してください（左図①）。

所得税等の準確定申告を

被相続人が所得税等の確定申

相続の流れと手続き

被相続人が所有していた財産を、税法のルールに従つて一つ一つ評価し、相続税の計算を行います（図③）。一般の方にとって、相続税の財産評価はあまりなじみがないかと思うので、税理士等に相談した方が良いかもしれません。

地の評価はいろいろな検討事項があり、時間がかかることもあります。これを定めます。相続税も考慮に入れて遺産分割を検討したい場合、税理士と連絡を密に取り、早めの作業をお勧めします。

ちなみに、われわれ税理士が加盟している沖縄税理士会（電話：098-859-6225）に電話していただければ、最寄りの税理士を紹介してくれます。

相続税の申告10ヶ月以内に 期限内に申告しないと 税金が追加に

相続税の申告は10ヶ月以内に行う必要があります（図④）。それまでに遺産分割協議がまとまつていない場合、遺産未分割の申告は必要ありません。

相続税の申告は10ヶ月以内に
行う必要があります（図④）。それ
までに遺産分割協議がまとま
つていない場合、遺産未分割の
申告は必要ありません。

相続税の申告は10ヶ月以内に
行う必要があります（図④）。それ
までに遺産分割協議がまとま
つていない場合、遺産未分割の
申告は必要ありません。

のはら・まさひこ／東京の大手税理士法人で実務を学んだ後、父・野原茂男の後を継ぎ、兄の野原信男とともに那覇市久茂地にて野原税理士事務所を開業中。セミナー等の実績も多い。☎098(863)6267 http://2n-taxoffice.jp/



（本連載は終了します）